

平成 25 年度第 2 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

1 日時

平成 26 年 2 月 18 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

2 場所

愛知県東大手庁舎 4 階 406 会議室

3 出席者

(1) 専門調査員

神戸専門調査員、高木専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、岡田専門調査員、緒方専門調査員、河瀬専門調査員、水野専門調査員、中尾専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員

(以上 13 名)

(2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：丹羽課長、小野主幹、伊藤課長補佐、太田課長補佐、
杉本主査、麻生主査、多賀主任、岩田主事

東三河総局県民環境部環境保全課：鴨下主任

新城設楽振興事務所環境保全課：丸山主任

尾張県民事務所環境保全課：岡戸主任主査、宮川技師

知多県民センター環境保全課：杉浦技師

西三河県民事務所環境保全課：大河内主査

豊田加茂環境保全課：桐井主査

(以上 15 名)

4 議題

(1) 平成 25 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査の結果について

ア 自然環境保全地域

平成 25 年度の愛知県自然環境保全地域の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 小牧大山

(成田専門調査員) 江岩寺から稚児神社までの東側と西側の道に、倒木が数箇所あったため、除去されたい。

稚児神社のすぐ下まで竹林が侵入してきているため、早急に伐採する必要がある。

江岩寺北のモウソウチク林はある程度手入れされているが、その上のハチク

林は道にまで生育が拡大してきているため、伐採する必要がある。

江岩寺へ下りる東側の道の入口には、一般の人の通行を禁止するような鎖と掲示板が設置されているが、誰が何の目的で設置しているのか。むしろ、一般の人が安心して下山できるような道筋の案内看板を設置するべきではないか。
(協議会事務局) 平成26年1月17日に現地確認を行ったが、倒木は確認できなかった。管理者によると、地元の人が定期的に清掃を行っているとのことから、その際に対処したと考えられる。

稚児神社のすぐ下まで侵入してきている竹林や江岩寺北のモウソウチク林の上のハチク林は、管理者がボランティアを募って維持管理をすることができることから、管理者に情報提供し対処していく。

江岩寺へ下りる東側の道の入口に設置されている鎖と掲示板は、管理者が一般の人の通行を禁止することで、地域の貴重な自然環境を守ることを目的として、設置したものである。

案内看板の必要性については、管理者と検討していきたい。

(岡田専門調査員) 江岩寺と自然環境保全地域の境がはっきりしていない。

(協議会事務局) 江岩寺と自然環境保全地域の境は、地番界等により分けられている。

(吉田専門調査員) 地形地質では特になく、現状が保存されることを望む。

② 吉祥山

(神戸専門調査員) 吉祥山におけるナラ枯れの発生について、知人から連絡があった。現地調査を行ったところ、豊橋市側の山頂直下とAコース途中の昆虫の森への分岐点付近で、コナラのナラ枯れが各々1本あった。今回の調査は、遊歩道の一部にとどまるため、他の場所においてもナラ枯れの発生の可能性があると思われる。早急にナラ枯れ対策を実施されたい。

(協議会事務局) ナラ枯れ対策は、管理する県東三河農林水産事務所林務課に情報提供し、対応を依頼した。環境部としては、状況を確認するため巡視をしていく。

(緒方専門調査員) 枯損木や倒木の隙間等の生息環境に適した多足類、クモ類等の土壌動物と林床の植性を保護するため、シイ群落に散乱した枯損木を数ヶ所に集積することが望ましい。

自然環境保全地域内に設置されている「銃猟禁止区域」の看板が枝葉に覆われているため、文字が読みづらくなっている。

新城市側のゴルフ場に関しては、自然環境保全地域内に直接悪影響を及ぼすことは少ないと思われるが、里地里山保全のためにも、新たな拡張は慎むべきである。

(協議会事務局) 散乱した枯損木については、事務所が維持管理事業により数ヶ所に集積し対応することを検討する。

看板を覆っている枝葉については、事務所が巡視の際に管理行為として伐採を行う。

新城市側のゴルフ場の拡張に関しては、自然環境保全地域付近ということで、同地域内に直接悪影響を及ぼさないよう注視していく。

(協議会事務局) 本日欠席の服部専門調査員から「地質に関する保全策は、特に必要ないと考えられるが、山頂を示す標識が割れており、修繕が必要である。」と指摘された件については、今後、標識の修繕を検討する。

③ 小堤西池

(高木専門調査員) 小堤西池におけるカキツバタの保全のためには、ヨシやオギの侵入防止の対策が必要である。

(協議会事務局) カキツバタの保全については、刈谷市教育委員会が、保存管理計画に基づき、地元の保存会に委託して、毎年2回除草作業を実施しているため、刈谷市を通じて関係者に情報提供し、保全を図っていく。

(河瀬専門調査員) 毎年実施されている除草作業は、カキツバタの保全にとって大変重要だと思われる。この除草作業なしでは、毎年見られる美しいカキツバタ群落は考えられない。

周辺の環境を考えるに、他の動植物についての保護は難しい。

黒メダカは、侵入者による捕獲の痕跡が見受けられるため、注意されたい。

(協議会事務局) 黒メダカの捕獲は、刈谷市や地元の保存会等の関係者に情報提供を行い、監視の目を強めるよう注意喚起していく。

(森専門調査員) 周辺地域の地理的変化は進行しておらず、保全のために必要な課題は見当たらない。

④ 茅原沢

(協議会事務局) 本日欠席の村松専門調査員から「特に問題になることはない。ただ、入口の看板は新しく見やすいが、奥の看板はなくなっているため、どこまでが境かわからない。」と指摘された件については、自然環境保全地域の看板は、神明宮西側に設置している1基のみであると確認している。また、境界は、地番界等により分けられている。

(水野専門調査員) 林道出口付近に設置された立入禁止のトラ柵があったが、何の目的で設置されたのか理由を確認し、不要ならば撤去されたい。

看板は分かりやすいが、観察道が歩きづらい状態であったため早めに整備されたい。

(森専門調査員) 保全地域内の観察道が歩きづらい状態であったが、一般の人の立入を想定していないのであれば、これ以上整備する必要はないかもしれない。

(協議会事務局) 立入禁止のトラ柵は、県西三河建設事務所が、過去に落石があったことから、一般の人の立入禁止を目的として設置したものである。

巡視歩道の整備は、過去に計画したが、土地所有者との調整ができず実施されなかった。また、同地域は民有地であるため、一般の人の立入は想定していないものと考えられる。

イ 自然環境保全地域候補地

平成 25 年度の愛知県自然環境保全地域等の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

○ 牛乗山

(瀧崎専門調査員) 枯死したアカマツがあるが、直ちに自然環境に影響を与える状態にはない。保全すべき希少な植物も生育しておらず、開けた乾燥地に外来種が侵入しているが、特に問題になるまでには至っていない。

(協議会事務局) 植物に関して、特に問題になるまでには至っていないとのことだが、今後も定期的な巡視による監視を行っていきたい。

(加藤専門調査員) 特になし。

(中尾専門調査員) 一畑薬師寺の境内の拡張及び愛知産業大学の校地の開発により、候補地域で特異な地形・地質を確認できるのは、牛乗山山頂周辺のみであるため、指定区域の見直しを検討してはどうか。

一畑薬師寺の駐車場南東端に設置されている岡崎市指定文化財の説明板は、露頭からは随分離れた位置に設置されているため、牛乗山山頂付近にも特異な地形・地質を示した設置板を設置されたい。

一畑薬師寺の駐車場脇や牛乗山までの道には、外部から礫やアスファルト、コンクリート等の瓦礫が持ち込まれ、資材置き場となっているため、それらの持ち込みを禁止するように指示した方が良い。

(協議会事務局) 候補地の指定区域は、指摘の点を参考にして検討する。

岡崎市指定文化財の説明板は、設置当時に地権者等との調整の結果、この場所に設置されたものと思われる。

説明板の設置については、今後、県として保全地域に指定された際に、指摘の点を踏まえ検討する。

外部からの礫や瓦礫の持ち込みの禁止については、土地管理者に理解を得られるように情報提供する。

ウ すぐれた自然地域

平成 25 年度の愛知県自然環境保全地域等の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

○ 竹島

(中西専門調査員) 気象被害を受けたと思われる植物群落の荒れが見受けられる。このため土木工事がなされているようだが、今一度保全計画を立てる必要があるのではないかと。

この様な島では、ハマユウの植栽は避けるべきではないか。

(協議会事務局) 保全計画は、専門調査員による調査報告や県の希少種調査等を参考に、必要に応じて検討する。

ハマユウの植栽は、蒲郡市観光商工課に情報提供した。なお、近年の竹島の土木工事においては、ハマユウは植栽はされておらず、植生マットも種なしの物が使用されている。今後も市や土木工事施工者と情報共有を図り、自然公園特別保護地区の制度の周知等により自然環境保全に努める。

(協議会事務局) 本日欠席の木村専門調査員から「絶滅危惧種トカラコギセルの個体数は減少傾向にあり、何らかの保護措置が必要である。現在のところ樹林に大きな変化はないが、林床の土石流出は深刻で保全対策が急がれる。なお、自然環境保全地域や絶滅危惧種等のモニタリング調査は、自然環境の現況や変化の把握のために、今後も行政が継続して実施する必要がある。」と指摘された件については、来年度も自然環境保全地域の現地調査を実施する予定である。また、絶滅危惧種ⅠA類を対象とした現況調査も実施する予定である。その後も、保全地域や対象種を変えながら継続的な調査を実施していきたい。保護措置や保全対策についても、調査結果を踏まえて検討していく。

(山岡専門調査員) 島の入口に設置されている八百富神社社叢を国の天然記念物指定とする旨の表示板は、字の塗装がはがれ何が書いてあるのか分かりづらい。

遊歩道は、島の西岸には設置されているが、東岸には設置されておらず、手すりもなく、すれ違うのが難しいような狭い部分もあるが、現状のままで景観を大きく損なうことはない。

ただ、島の南端にある竜神岬から八百富神社までの登り口部分の岩が浸食し、割れ目に松の根が入り込むことにより、崩落の危険性がある。岩の割れ目をセメントで充填してあるが、そのセメントも崩れそうである。危険回避のため、景観を損なわないような対処が必要と思われる。

(協議会事務局) 表示板について、蒲郡市に確認したところ、八百富神社に寄贈された物とのことであった。なお、平成26年1月20日に現地確認したところ、盤面の更新がされていた。

東岸の遊歩道や島の南端にある竜神岬の八百富神社への登り口部分の岩の崩落の危険性については、管理者である蒲郡市観光商工課に情報提供した。

エ 東谷山自然環境保全地域における林野火災の現地調査結果について

東谷山自然環境保全地域において、平成25年10月3日に発生した林野火災について、事務局から報告を行った。

《主な意見等》

(森専門調査員) 水質調査は、林野火災発生後の平成25年11月から降雨後に月1回程度実施したとのことだが、それ以前の比較対象となるpHのデータはあるのか。

(協議会事務局) 林野火災発生以前の比較対象となるpHのデータは、事務局にはないため、専門家や保全活動団体に聞いてみる。

(森 専門調査員) 火災現場に降った雨や灰が、南東部や南西部の特別地区の湿地へ流れ込むような地形になっているのか。また、特別地区の湿地に灰が流れ込んでいるように見受けられたか。

(協議会事務局) 地形図からは、火災現場に降った雨が、南西部の特別地区の湿地へ流れ込む地形になっている。また、現場を確認したところ、特別地区の湿地に灰が流れ込んでいるようには、見受けられなかった。

水質調査の結果は、これまで大きな変化はなかったが、今後も調査を継続して実施する必要はあるか。

(森 専門調査員) 水質調査は、月 1 回程度から 2、3 ヶ月に 1 回程度に間隔を伸ばしても構わないが、最低でも林野火災発生後 1 年は継続して調査を実施し、湿地への影響がないか把握する必要がある。

(2) 愛知県環境審議会専門調査員内規の一部改正について

- ・事務局から、平成 26 年 1 月 6 日に一部改正した愛知県環境審議会専門調査員内規について、説明した。

(3) 研究発表

- ・吉田代表専門調査員（地形・地質部門）から「濃尾平野の形成と自然保護」について、研究発表がなされた。

(4) その他

- ・事務局から、最近の本県の自然環境行政の情報として、伊良湖休暇村公園整備事業及び新たに侵入した外来種の高ガタアシとムシヤクロットバメシジミの対策について、説明した。

- ・伊良湖休暇村公園整備事業の説明に対する意見

(中尾専門調査員) トラストエリアは、NPO・学校・企業などの環境活動や環境学習に活用するエリアで、愛知県として整備は行わないとのことだが、具体的にどのように活用するのか。

(協議会事務局) トラストエリアは、NPO・学校・企業などに場所を提供して、活用方法は各々検討してもらおう。

(森 専門調査員) NPO・学校・企業などに場所を提供する際は、事前に隣接する希少種エリアの生態系に悪影響を与えない等の注意事項を説明する必要がある。また、この場所は津波の被害は受けるのか。

(協議会事務局) NPO・学校・企業などに場所を提供する際は、事前に隣接する希少種エリアの生態系に悪影響を与えない等の注意事項を説明していく。また、この場所は、津波の被害を受けると予測されている。

(瀧崎専門調査員) 現在、この場所で生育が確認できる希少植物はハイネズのみであり、他は外

来種が占めている。ただし、これについては、外来種の駆除と在来海浜植物の再生という2つの目的を同時に達成することができる天地返しという工法により対応できるだろう。

(中西専門調査員) 希少種エリアの保全対象種は、希少種なのか、それとも海浜性植物なのか。

また、天地返しをしても埋土種子はすぐには再生しないと思う。

(協議会事務局) 希少種エリアでは、希少な海浜性植物の展示・保全等を目的としている。

また、天地返し後の埋土種子は、再生状況を見ながら、専門家の指導・助言のもとで対応していきたい

・新たに侵入した外来種のヒガタアシとムシャクロツバメシジミの対策の説明に対する意見

(水野専門調査員) ムシャクロツバメシジミについて、今後はどのように対応していくのか。

(協議会事務局) 名古屋市が中心となり、なごや生物多様性保全活動協議会が、平成26年4月上旬に市民参加の駆除活動を実施する予定である。

(水野専門調査員) 市民が駆除活動に参加した場合、誰か指導する者はいるのか。一般の人には、ヤマトシジミとの区別が難しいため、指導する者がいなければ、在来のヤマトシジミや他の蝶を捕獲してしまい影響を与えかねない。

(協議会事務局) 駆除活動に参加する市民に対しては、専門家や名古屋昆虫同好会の会員が事前説明や駆除活動の指導を行う予定である。

(瀧崎専門調査員) ムシャクロツバメシジミは、ヒガタアシとは異なり、どれだけ生態系に悪影響を与えるのか不明な点がある。

(水野専門調査員) ムシャクロツバメシジミと在来種のクロツバメシジミとでは、そもそも食草や生息域が異なるため、生態系への影響はそれほど問題にならないのではないかと思う。

(協議会事務局) いただいた意見については、名古屋市へ情報提供し、国や市、専門家や地域住民等と協力しながら対応していきたい。

・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第7条第1項の規定に基づき、高木専門調査員(植物部門)及び吉田代表専門調査員(地形・地質部門)が署名者に選出された。